

廃止した。

昭和四十五年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)積	用途
鳥取市吉成字稲葉	一四七ノ一 一 番地先から	七七・八六	道路敷
	一四七ノ二〇 番地先まで		
" "	字石堂 二五七ノ一 三 番地先から	七六・八二	水路敷
	二五七ノ二 番地先まで		

鳥取県告示第三百二十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年四月二十八日から用途廃止した。

昭和四十五年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)積	用途
日野郡日南町阿毘縁字寺ノ前五七三ノ一 番地先		五八・九八	道路敷
	五七二番地先	九・六〇	水路敷

鳥取県告示第三百二十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年四月二十八日から用途廃止した。

昭和四十五年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場

所

(平方メートル)積

用途

日野郡日南町阿毘縁字高山ノ下モ	一、二八〇ノ一 番地先から	二〇・〇七	道路敷
	一、二七八ノ一 番地先まで		

鳥取県告示第三百二十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年四月二十八日から用途廃止した。

昭和四十五年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)積	用途
日野郡日南町阿毘縁字鉄戸塔奥	一、四二二番地先から	三〇・一八	道路敷
	一、四二三番地先まで		

鳥取県告示第三百二十三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十五年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業者の名称 日本鉄道建設公団
- 二 事業の種類 智頭線鉄道建設

三 立ち入ろうとする土地の区域 八頭郡智頭町大字中原、尾見、大内、郷原、毛谷、篠坂、南方、智頭及び岩神

四 立ち入ろうとする期間 昭和四十五年五月十一日から

昭和四十七年三月三十一日まで

鳥取県告示第三百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十五年五月六日から二週間鳥取県土木部道路課において、一般の縦覧に供する。

昭和四十五年五月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	変更前後		延 メートル
			変更前	変更後	
県道	湯原用瀬線	八頭郡佐治村大字加瀬木 二五四五番四地先から 二五一九番三地先まで	敷地の幅員 メートル	四・八〇六・五	三〇〇・〇
			後別	五・〇〇五・五	三〇〇・〇

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十一号

鳥取県文化財保護条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号)第三

十条第一項の規定に基づき、次のものを鳥取県指定史跡に指定したので、同条例同条第三項において準用する同条例第四条第二項の規定により告示する。

昭和四十五年五月六日

鳥取県教育委員会委員長 君 野 秀 三

一 名称 鳥取池田家墓地

二 所在地 岩美郡国府町大字奥谷及び宮ノ下

三 地 域

大字 字

奥谷 ヒバ谷

〃

〃

〃

宮ノ下 高坪清源寺

〃 高坪清源寺頭

四 所有者の住所及び氏名

住所 東京都三鷹市牟礼四の二二の二五

氏名 池田徳真

地番

五四

五五

五六

五六の第一

六三一

六三三

地目

山林

墓地

宅地

沼地

墓地

山林

積

うち境界杭NO.1・2・3・4・5に囲まれた区域

三六五九平方メートル

二一五二・〇六平方メートル

五七五平方メートル

二八九九平方メートル

うち境界杭NO.2・6・7・8・9・10・11・12に囲まれた区域

雑 報

地方職員共済留命定款第34条の規定に基づき、昭和45年度事業計画及び

予算の要旨を公告する。

昭和45年5月6日

地方職員共済組合理事長 藤 井 貞 夫

昭和45年度事業計画及び予算の要旨

第1 事業計画

- 1 組合に属する地方公共団体の数等
 - 都道府県 46 一部事務組合等 20 計 66
 - 支部の数 47 所属所の数 9,060
- 2 組合員数、給料(俸給)月額及び被扶養者数
(年度末見込)

組合員の種別	一 般	知事	短期	船員一般	船員継続	計
組合員数	332,421	45	3	1,220	5	333,694
給料(俸給)月額	20,700,114	6,750	450,722,641		327,207,780,282	333,694千円
同上組合員1人当りの額						62,273円
被扶養者数	576,104	97	7	2,862	15	579,085人
同上組合員1人当りの数						1.74人

3 組合員数の数 (年度末見込)

経理単位別	業務	保健	医療	宿泊	貯金	貸付	物資	計
人	員	164	36	138	1,867	47	79	294
								2,124

(注) 業務経理の人員には常勤役員3人を含む

4 短期・長期及び保健経理における負担金率及び掛金率 (千分率)

組合員種別	負担金率			掛金率		備考
	短期	長期	保健	短期	長期	
一 般	34.3	62.5	1.7	34.3	45	1.7
知 事	34.3	77	1.7	34.3	555	1.7
短 期	34.3	—	1.7	34.3	—	1.7
船 員 一 般	57.3	62.5	1.7	22.3	45	1.7
船 員 継 続	34.3	62.5	1.7	34.3	45	1.7

5 各経理単位別の概況

(1) 短期経理

掛金率及び負担金率は、前年度どおりとする。予定損益計算書では、当期889,240千円の不足を生ずる予定であるが、これは不足金補てん積立金をとりくずすこととする。

(2) 長期経理

年度末資産総額は、前年度末より30,881百万円増加し、171,164百万円となる見込である。増加内容の主なるものは、不動産投資資金として6,926百万円、貸付経理資金等として12,309百万円、法令の規定による公営企業債の取得のため9,935百万円等である。

(3) 業務経理

事業費負担金として国家公務員である組合員については、1人当り年額160円、地方公務員である組合員については、1人当り年額700円を見込んだ。また定款第51条の規定による長期経理よりの繰入金については、組合員1人当り年額270円により算定した。

(4) 保健経理

保健事業として予防接種、人間ドック等成人病対策事業、薬剤の配布、海の家、山の家の設置、都道府県支部対抗球技大会、レクリエーション行事等を実施する予定である。

(5) 医療経理

医療施設として病院1診療所21及び結核病棟5を設置経営する。

(6) 宿泊経理

宿泊施設として経営するものは、年度末には80施設となる見込みである。なお、既設施設のうち10施設については、移転、新築、改築又は増築を計画している。

(7) 住宅経理

埼玉県支部が実施する。その内容は、4,868 m^2 の土地を取得造成し、25口として1口当たり平均165 m^2 、2,253千円で組合員に分譲するものである。

(8) 貯金経理

宮城県支部ほか、13支部が実施する。年度末貯金総額は、10,735百万円件数168千件となる見込みである。

(9) 貸付整理

全支部が実施する。年度末貸付総額は65,294百万円、件数116千件となる見込みである。

(10) 物資経理

宮城県支部ほか、10支部が実施する。物品販売、物資購入、幹施、食堂、理容、洗濯の各施設の経営等を行ない、本年度における売上額及び施設収入の総額は3,556百万円となる見込みである。

第2 予算

各経理単位別収支見込みの概況は、次のとおりである。

昭和45年度各経理単位別収支見込み

(単位、百万円)

区 分	短 期	長 期	業 務	保 健	医 療	宿 泊	住 宅	貯 金	貸 付	物 資
(収入)										
員 担 金 掛 金	16,838	33,036	225	834	411	3,070				3,506
施設収入商品販売益				41	8	193				
他の経理より繰入金			90		2	161	1			49
利息その他の収入	164	9,081	28	55				763	3,302	
前年度繰越支払準備金	2,467	138								
前年度繰越責任準備金		140,071								
計	19,469	182,326	343	930	421	3,424	1	763	3,302	3,555

一 家族療養費附加金

二 出産費附加金

三 配偶者出産費附加金

四 傷病手当金附加金

五 災害見舞金附加金

第二十六条第二項中「百分の八十」を「百分の八十五」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、当該療養又は療養費の支給に係る金額と家族療養費の額の合算額を当該療養費に係る療養に要する費用から控除して得た額をこえることができない。

第二十六条の二を第二十六条の五とし、第二十六条の次に次の三条を加える。

(出産費附加金)

第二十六条の二 出産費附加金は、法第六十三条第一項の規定に基づき出産費を支給する場合において、同項の規定により支給されることとなる出産費の額が三万五千円に満たないときに支給する。ただし、組合員がその資格を喪失した後の出産費については支給しない。

2 出産費附加金の額は、三万五千円から法第六十三条第一項の規定により支給されることとなる出生費の額を控除した額に相当する額とする。

(配偶者出産費附加金)

第二十六条の三 配偶者出産費附加金は、法第六十三条第三項の規定に基づき配偶者出産費を支給する場合において、同項の規定により支給されることとなる配偶者出産費の額が二万五千円に満たないときに支給す

る。

2 配偶者出産費附加金の額は、二万五千円から法第六十三条第三項の規定により支給されることとなる配偶者出産費の額を控除した額に相当する額とする。

(傷病手当金附加金)

第二十六条の四 傷病手当金附加金は、組合員が、法第六十八条第一項又は第二項の規定により傷病手当金の支給を受けることができる場合において、同条第三項又は第五項の期間経過後、当該傷病手当金に係る傷病と同一の傷病により勤務に服することができないときに支給する。ただし、組合員が当該傷病により休職処分を受け、当該休職期間が通算して三年を経過したとき以後は、この限りでない。

2 前項の規定により支給する傷病手当金附加金の支給期間は、法第六十八条第三項又は第五項の期間を経過した日(同日において第四項の規定により傷病手当金附加金の全部を支給しないときは、この支給をはじめた日)から通算して六月間とする。

3 傷病手当金附加金の額は、法第六十八条第一項又は第二項の規定の例により算出された額に相当する額とする。

4 傷病手当金附加金は、その支給期間に係る給料の全部又は一部を受けるときは、その受ける金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

第三十一条中「年額二百四十円」を「二百七十円」に改める。

附 則

1 この変更は、昭和四十五年四月一日から施行する。

2 第二十六条第二項の変更規定は、昭和四十五年四月分以後の診療に係

る家族療養費附加金について適用し、同年三月以前の診療に係る家族療養費附加金については、なお、従前の例による。

3 第二十六条の二及び第二十六条の三の変更規定は、昭和四十五年四月一日以後の出産に係る出産費附加金及び配偶者出産費附加金について適用する。

4 第二十六条の四の変更規定は、この規定の施行日前に法第六十八条第三項又は第五項の期間を経過し、施行日において、当該傷病手当金に係る傷病と同一の傷病により勤務することができない者についても適用する。この場合において、その者の傷病手当金附加金の支給に関しては、昭和四十五年四月一日に法第六十八条第三項又は第五項の期間を経過したものとみなす。

5 第三十一条の変更規定は、昭和四十四年度から適用する。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】